独法通則法改正案 代表質問

衆議院議員 階 猛

(要求大臣等=稲田行革、太田国交、田村厚労、提出者)

民主党の階猛です。ただいま議題となりました内閣提出の独立行政法人制度 改革関連法案ならびに民主党・無所属クラブ及びみんなの党提出法案について、 民主党・無所属クラブを代表して質問をさせて頂きます。

さて、安倍首相は、先日の本会議において、我が党菊田議員の質問に対し、「民主党政権は、政権を担っていた3年間、教育改革に何をやったのでしょうか。」 と発言しました。何ら具体的な論拠を示さず、いきなり公党を非難する。議院 内閣制の下、国会の監視を受ける行政府のトップとして、あるまじき発言です。

しかし、安倍首相がこうした発言をし、撤回も謝罪もされない以上、内閣を 監視する立場にある国会議員の一人として、私もあえて言わせて頂きます。安 倍政権は、これまでの1年4か月、震災復興に何をやったのでしょうか。社会 保障改革に何をやったのでしょうか。そして、独法改革に何をやったのでしょ うか。

ただし、首相とは異なり、私は具体的な論拠を示したいと思います。法案の 質疑と絡めて申し上げますので、静粛にお聴き取りください。

第一に、震災復興です。安倍首相は、ダボス会議の演説で既得権益の岩盤を打ち破るドリルの刃になると述べました。しかし、被災地では高台移転や土地のかさ上げを進めるための工事が遅れ、ドリルの音はなかなか聞こえません。独立行政法人である都市再生機構、略称URは、復興事業のために人員を増強していますが、宝の持ち腐れです。

着工が遅れる最大の理由は、事業用地の取得に時間がかかることです。被災地では、相続登記未了や所有者不明の事業用地が多数存在します。従来の土地収用手続きでは、被災自治体による権利調査や事前交渉、収用委員会による審理や裁決を経なくてはならず、着工までに長い時間がかかってしまうのです。

被災自治体や弁護士会、それに私を含め野党議員からは、昨年来、何度も何度も用地取得を迅速化する特別法の制定を求めてきました。しかし、政府のス

タンスは運用改善で対応できるというものでした。与野党協議の末、ようやく「緊急使用」という収用手続き中の制度を手直しする法律が成立する運びとなったものの、法改正に取り組んでこなかった安倍政権に対しては、これまで何をやってきたのかという思いを禁じ得ません。

さらなる用地取得の遅れを避けるため、太田国交大臣にお尋ねします。今回 成立する法案に関し、衆議院の復興特別委員会で決議がなされました。その中 では、土地収用法による事業認定や収用裁決の申請に際し、事前の任意交渉を 必須とする運用は行わないよう政府に配慮を求めています。この点につきどの ように対応されるのかお答えください。

また、法律が施行されたとしても、緊急使用の期間である1年以内に収用の 裁決まで至らなければ工事中止となるリスクがあります。さらに、申請時には 土地調書の添付義務が免除されましたが、収用裁決までの間には依然として提 出義務が課せられています。土地調書を作成するには権利関係の調査など被災 自治体の事務負担は大きいのです。

これらのリスクや事務負担を軽減し、さらに土地取得を加速化するための法 案を民主党は議員立法で提出しています。政府としては、こうした残された課 題につき、どのように対応するのかお答えください。

専門能力を備えたマンパワーが十分でない被災市町村にとって、URの力は不可欠です。しかしながら、まちづくりの事業発注をURに包括委託する市町村は他の業務に忙殺され、URの業務をチェックする余力に乏しいと思います。また、URは被災市町村と比較すれば当事者性に欠け、時間やコストの管理が甘くなるリスクもあります。迅速かつ適正な復興事業を行うため、政府としてURの管理、監督をどのように行うのかお答えください。

復興関連の事業以外にも、URはさまざまな事業を行っています。民主党政権時代には、住宅賃貸事業のうち民間企業でも可能なものは、別会社として収益を向上させ、その収益でUR本体が抱える巨額の借金を返済する方針を示しました。しかし、安倍政権ではこのような「分社化」は取りやめ、収益性の高い物件はサブリースにより収益向上を図ることとされています。

あえて方針を見直すのであれば、分社方式よりサブリース方式の方が収益性に優ることを示す責任があります。具体的にどの程度収益性が高まるのか、数値を挙げてお答えください。

第二に、社会保障改革です。消費税引き上げは、社会保障の維持、充実のためだったはずです。しかし、安倍政権のもとでは、2年連続の補正予算で公共事業の充実は図られましたが、医療では診療報酬が消費増税を考慮するとマイナス1.26%改定、介護では消費増税に伴う人件費の手当てはまったくなされていません。充実にはほど遠い状況です。

公的年金についても、約130兆円の年金積立金を託す年金積立金管理運用独立行政法人、略称GPIFの資金運用改革が急務です。第一次安倍政権は、民主党が年金保険料の納付記録が消えてしまう「消えた年金問題」を追及したことで、退陣に追い込まれました。しかし、年金記録は誰のものか分かれば年金を支払うことができます。ずさんな年金運用で原資が枯渇してしまえば、さらに深刻な「消えた年金問題」になりかねません。だからこそ運用改革が急がれるのです。

民主党政権では、GPIFの運用目標や運用手法等の改革を目指し、私を含め関係政務三役も参加して精力的に議論を重ね、平成22年12月に報告書をまとめました。安倍政権になっても、内閣官房に置かれた有識者会議や、厚労省に置かれた専門委員会において、公的年金の運用につき議論が行われたようです。しかし、今年3月に同委員会がまとめた報告書では、運用手法について、「基本的には、運用の専門家であるGPIFに委ねるのが適当」と結論付けています。いったい今まで何をしてきたのでしょうか。GPIFを所管する田村厚労大臣、今後のGPIFの運用手法は結局どうなるのか、ご説明ください。

また、当該報告書では、目標とする運用利回りは、従前通り名目賃金上昇率 $+\alpha$ としつつ、運用目標としては、 α のみを数値で設定し、その値を1.7%としています。そうだとすると、仮に名目賃金上昇率がマイナス1.7%であれば運用利回り0%で目標に達するため、GPIFは何も考えず定期預金にしておけばよいことになります。マクロ経済運営が失敗した方がGPIFの運用目標達成にとって有利となるのは、違和感があります。こうした運用目標を設定する理由を、田村厚労大臣から分かりやすくご説明ください。

一方で、麻生財務大臣は、16日の衆議院財務金融委員会において、GPIFについて「6月以降に動きが出てくる」とし、「そうした動きがはっきりすれば、外国人投資家が動く可能性が高くなる」と答弁しました。GPIFが株式相場を底上げするために、年金資金で株式を購入することは、先に述べた第二の「消えた年金問題」を招きかねず、違法ではないでしょうか。また、GPIFの運用につき所管外の財務大臣が言及することは問題ないのでしょうか。田村厚労大臣の見解をお答えください。

第三に、独立行政法人改革です。独法改革については、民主党政権時代の平成22年4月と11月に事業仕分けを行い、それを踏まえ、独法通則法の改正と全ての独法の改革方針を平成24年1月に閣議決定し、その年の通常国会に関係法案を提出しました。

今回の内閣提出法案は業務の特性に応じて法人を分類し、その上で主務大臣 の関与強化、監事の機能強化、第三者機関のチェック導入により独法のガバナンスを強化するなど大枠で民主党政権の案を踏襲しています。法案提出まで時間がかかった割には進化の跡が見られません。安倍政権は、これまで何をして きたのでしょうか。

むしろ、民主党案より退化している部分もありますので、稲田行革担当大臣に2点お尋ねします。まずは独法役員の公募についてです。民主党案では、主務大臣が独法の長を任命する際、原則として候補者の公募を義務づけています。一方閣法では、「公募、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」となっています。

公募以外の手段を広く認め、義務規定を努力規定にした点で、民主党案に比べて2歩後退しています。なぜ、独法の長への公務員OBの天下りや指定ポストの復活への道を開きかねない選択を行ったのか、民主党案を大きく後退させた真意をお答えください。

次に独法役員の定年と報酬の上限についてです。民主党案では定年について、「内閣総理大臣が定める基準に基づき、役員の定年について規程を定め」となっていますが、閣法にはこうした規制がありません。また、役員報酬について民主党案では「民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない」としましたが、閣法にはそのような規制もありません。ちなみに、自民党政権は平成14年に独法役員の定年を閣議決定で定めています。閣法がこれらの規定を削除した理由をお答えください。

最後に、民主党案の提案者への質問です。平成21年に政権交代が実現できた背景には、独法改革をはじめ、民主党の行政改革に対する期待もあったと思います。そこで伺います。民主党として政権担当時代の行政改革についてどのような評価をしているのか、何ができ、何ができなく、できなかった理由は何だったのか。そしてまた、今後、民主党としてどのように行政改革に取り組もうとしているのか。以上につき、国民に分かりやすく丁寧にご説明下さい。

「独法改革」とは、言うまでもなく「独立行政法人」の改革です。しかしながら、安倍首相は、違う意味での「独法改革」、すなわち、「独裁的法解釈」の改革にご執心のように見えます。民主党は、国民の納得と満足を得られる行政サービスの実現を目指し、本来の意味の「独法改革」に取り組んできました。十分な審議の上、民主党案に対するご理解を頂けますよう私からもお願いを申し上げ、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上(4070字)